

「 I 総合判定の結果」の但し書きに対する改善報告についての
審議結果

大学名：静岡県立大学薬学部

改善報告書提出日：平成 30 年 3 月 16 日

評価実施年度：平成 28 年度

平成 30 年 7 月 6 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

■但し書きへの対応について

改善すべき点（１）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

１ 教育研究上の目的

（２）指摘事項

●評価報告書の「総合判定の結果の但し書き」

「教育研究上の目的」は6年制薬学科と4年制薬科学科の両方に共通となっており、4年制薬科学科のものと区別して学則等に明記する必要がある。

●提言の「改善すべき点」から該当事項

1. 6年制薬学科の「教育研究上の目的」を、4年制薬科学科のものと区別して学則等に明記し、広く公表する必要がある。（1. 教育研究上の目的）

（３）本評価時の状況

学則上に記載されている「教育研究上の目的」が「医療の進歩に対応できる専門的な知識・技術を有し、高い資質を身に付けた薬剤師を養成し、及び医薬品に関連する基礎知識・技術を習得し、創薬・育薬を総合的に理解できる人材を養成する。」と6年制薬学科と4年制薬科学科で共通であった。

（４）本評価後の改善状況

6年制薬学科と4年制薬科学科の「教育研究上の目的」が下記の通り区別され、学則第2条の2に明記された。

「薬科学科（4年制）は、生命倫理を基盤としつつ、創薬や生命現象の解明を指向する独創的な科学研究を通して、人類の健康長寿にグローバルに貢献できる卓越した薬学者を育むための薬学基礎・専門教育を行う。薬学科（6年制）は、薬剤師としての臨床能力および倫理観を修得し、医療薬学に根ざした研究者や高度専門職薬剤師として、医療の質向上を通して人類の健康長寿に貢献できる先導的な人材を育むための薬学基礎・専門教育を行う。」（平成30年4月1日から施行）

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

6年制薬学科の「教育研究上の目的」に関する改善に関する資料

- 教育研究審議会資料（平成30年3月15日）（pdfファイル）
- 定例薬学部教授会資料（平成29年12月20日）（pdfファイル）
- 定例薬学部教授会議事録（平成29年12月20日）（pdfファイル）

検討所見記入欄

静岡県立大学薬学部は、本機構の「6年制薬学科の『教育研究上の目的』を、4年制薬科学科のものと区別して学則等に明記し、広く公表する必要がある。」との指摘に対し、学則に示された『教育研究上の目的』を、両学科間で区別したものに改めることを大学の最高決議機関である教育研究審議会にて審議・決定し、平成30年4月1日から施行することにした。改正後の内容は、4年制薬科学科では科学研究を通して人類の健康長寿に貢献できる人材の育成を、また6年制薬学科では薬剤師としての臨床能力および倫理観を修得し、医療薬学に根ざした研究者や高度専門職薬剤師として、医療の質向上を通して人類の健康長寿に貢献できる先導的な人材の養成を行うものとなっている。

このことは、提出された根拠資料により確認されたので、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。

■但し書きへの対応について

改善すべき点（9）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

●評価報告書の「総合判定の結果の但し書き」

これまで不認定になった者がいないとはいえ、「実務事前実習」のシラバスには、共用試験OSCE (Objective Structured Clinical Examination) の結果を単位認定に用いるとの記載があり、改善すべきである。これらについて、早急に適切な措置を講ずることが必要であるため、その対応状況に関する報告書を、改善が認められるまで毎年提出するよう要請する。

●提言の「改善すべき点」から該当事項

9. 「実務事前実習」のシラバスの成績評価方法に「④客観的臨床能力評価試験（OSCE）での最終評価」と記載されているが、共用試験OSCEの結果を「実務事前実習」の単位認定に用いていることになり、改善すべきである。

（8. 成績評価・進級・学士課程修了認定）

（3）本評価時の状況

下記の通り、平成28年度の「実務事前実習」のシラバスに、OSCEの結果を単位認定に用いるとの記載が含まれていた。

◦成績評価方法

以下の総合評価：①実習への参加態度、②レポート、③各実習項目についての観察記録あるいは実技試験および④客観的臨床能力評価試験（OSCE）での最終評価

（4）本評価後の改善状況

「実務事前実習」のシラバスの記述を下記の通り変更した。

◦成績評価方法

以下の総合評価：①実習への参加態度、②レポート、③各実習項目についての観察記録あるいは実技試験（平成29年度 薬学部履修要項 p336）

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- 「平成29年度 薬学部履修要項」（pdf ファイル）

検討所見記入欄

静岡県立大学薬学部は、本機構の『実務事前実習』のシラバスの成績評価方法に『④客観的臨床能力評価試験（OSCE）での最終評価』と記載されているが、共用試験OSCEの結果を『実務事前実習』の単位認定に用いていることになり、改善すべきである。」との指摘に対し、当該科目「実務事前実習」（4年次）のシラバスの成績評価方法（履修要項）から「④客観的臨床能力評価試験（OSCE）での最終評価」を削除、変更し、「以下の総合評価：①実習への参加態度、②レポート、③各実習項目についての観察記録あるいは実技試験」として平成29年度から評価を実施している。

このことは、提出された根拠資料により確認されたので、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。